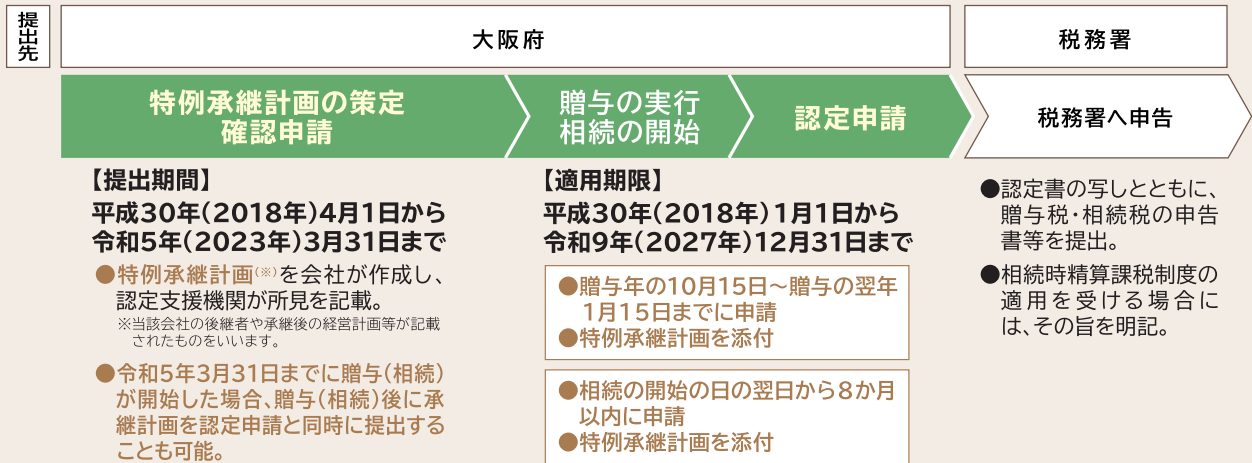
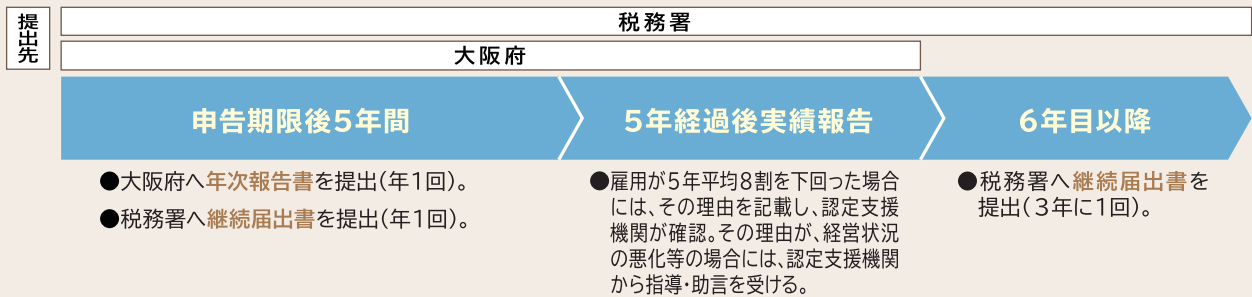


非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予

■認定を受けるまでの手続きの流れ



■認定を受けた後の手続きの流れ



活用事例

2019年3月認定

福光精機株式会社 (製造業/大阪府)

業種: 熱間鍛造品製造業
年商: 13億円
従業員数: 32人

祖父・母から引き継いだ事業、従業員を守りたい



○事業承継税制活用の効果
事業承継時に係る税額
3,900万円 100% 猶予
(第一種特例贈与・第二種特例贈与の合計)

事業承継の取組

- 自動車部品を中心に熱間鍛造品を製造。家業を継ぐことはあまり意識していなかったが、大学生の頃に従業員から声をかけてもらい、アルバイトとして働き製造現場の大変さを体感。従業員との関りができたことが原点。
- 平成16年に入社し、営業、製造、管理などを経験、平成18年に、母から代表権を譲り受けることになった。
- 代表就任直後に、リーマンショックが発生。厳しい経営環境に陥った。先代時には生産設備の更新を行ってこなかったため、承継後は、生産性向上や経費削減を目的に、ものづくり補助金等を活用し積極的に設備投資を実施。
- 現在、役職や年齢にこだわらずフラットな組織運営をめざしており、顧客からの要望や経営課題に対して、従業員全員で取り組んでいる。

事業者からの声 〈後継者〉

平成18年に代表取締役役に就任していたが、自社株式については先代社長である母親と親族が保有したままとなっていた。所属している日本鍛造協会および近畿鍛造品事業協同組合からの情報提供により、事業承継税制について知り顧問税理士に相談した。リーマンショック以前の水準まで業績は回復しており、自社株の評価額も上昇していることから、親族に万が一の事があった場合の税負担や株式分散について心配していたところ、本制度が効果的であると判断して、株式の集約を目的に認定申請を行った。

申請・確認等のお問い合わせ先

具体的な書類の記載方法のご相談、申請にかかる一般的なご相談等

大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課経営支援グループ TEL:06-6210-9490

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎25階 ◎平日(月曜日～金曜日)※土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く

窓口相談 受付時間 9:30～17:30

電話相談 受付時間 9:00～18:00

窓口相談・電話相談とも
12:15～13:00を除く

※対面相談はあらかじめご予約の上、ご来庁ください。担当者不在の場合やお待ち頂く場合があります。